

男女共同参画社会をめざす情報紙

さざなみ



NARITA

No. 15号

成田市
2007年8月発行



～あらゆる場に男女が参画し 協働するまちづくり～



市内少年野球チームに所属している女子でチームを結成し、8月4日～6日まで開催された「親善東西対抗少年野球大会」に参加。大阪の女子チームと親善試合前のスマイルポーズ。(8/4 大谷津球場で)

★Contents(主な内容)★

- ☆ 一緒にしませんか 男女共同参画講座
- ☆ あじさいコーナー
- ☆ 男女の健康コーナー
- ☆ さざなみインフォメーション

◆男女共同参画社会基本法5本の柱

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

ご一緒にませんか男女共同参画講座

市では、家庭や職場、地域社会など、「あらゆる場に男女が参画し 協働するまちづくり」を推進するため、今年度も「男女共同参画講座」を開催し、すでに3回が終了しました。受講者の皆さんは、どのような感慨や感想を持たれたのでしょうか。

☆ 第1回男女共同参画セミナー『マスメディアとジェンダー テレビが2倍楽しめる』

6月29日開催 参加者 90人 講師 武蔵大学教授 国広 陽子氏

覚えていますか？

テレビが初めて家に来た日・街頭テレビがあったこと。
1954年のNHK開局当初は、放送時間が一日4時間だったこと。

感想

*古き良き時代が懐かしく思い出されました。(70代男性)

*今日の講演はとても興味深かったです。先生に本がもらえてうれしかったです
(10代女性)

*テレビ(マスメディア)もジェンダーの方から見方を変えるといろいろな見える描き方、考え方がいろいろに考察できる。時代による違い、メディアを読み解く方法を楽しく学ばせていただきました。批判的にテレビを見て、自分の意見をテレビに、作り手側に伝えていく事が大切だという事が心に響きました。
(60代女性)



☆ 第2. 3回男女共同参画セミナー『自分発見! 再チャレンジ① ②』

7月11. 18日開催 参加者 延べ80人 講師 キャリアカウンセラー 栗原 知女氏

大事なことは

調べる (自分の長所・短所・潜在能力、仕事の業種・職種・雇用状況、先輩の成功事例)

選ぶ (自分に合う働き方、仕事を選ぶ理由の明確化)

選ばれる人になる(企業を良く知る、能力開発をする)

感想

*栗原先生のお話は、事例を挙げて話してくれるのでとても聞きやすく分かりやすくてよかったです。前向きな気持ちで頑張ろうと思う気持ちになりました。私は子供2人いる主婦なので、子供を育てながらも、毎日を素敵に生きるためのセミナーがあれば参加したいです。
(20代 女性)

*栗原さんのお話はとても聞きやすく、楽しく、とてもためになりました。人と関わり続ける限り、ブランクはないという言葉に勇気ができました。家事、育児で毎日があっというまなので、就職することにあきらめようかと…思っていたのですが、今回の講演で考え方を変える事ができました。ありがとうございました。

(30代 女性)



さざなみインフォメーション

◆ “女性に対する暴力をなくす運動” について

毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)まで、「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されます。夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり男女共同参画社会を形成していく上で克服しなければならない重要な課題です。



女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、この運動を機会に男女の人権の尊重について考え、暴力のない社会づくりをすすめていきましょう。

◆ フォーラム・イン・ナリタの開催のお知らせ

平成19年9月30日、成田国際文化会館に、登山家の田部井 淳子さんをお迎えしてフォーラム・イン・ナリタを開催します。現在世界50カ国の最高峰を踏破しつづけている田部井さん。

山への情熱や想いを聞かせていただきます。



・ 応募方法等は、下記企画課へ。

◆ おたより募集中!

☆「さざなみ」に取り上げてほしいことや男女共同参画に関するご意見・ご感想などをお送りください。お待ちしております。

☆おたよりの送付先

〒286-8585 成田市花崎町 760

成田市企画政策部企画課 男女共同参画班

☎ 20-1500

ファックス 24-1006

Eメール kikaku@city.narita.chiba.jp

⊗働くお母さん・お父さんの豆知識⊗

「子の看護休暇」

◎小学校入学前の子を養育する労働者は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年に5日まで病気やけがをした子の看護のために休暇を取得することができます。但し、有給か無給かは会社の規定によります。

また、労使協定により勤続6ヶ月未満の労働者や週の所定労働日数が2日以下の労働者は対象外となることがありますが育児休業とは異なり、配偶者が専業主婦(夫)である労働者も取得できます。(育児・介護休業法16条2・16条3) 詳しくは、下記へ

千葉県労働局雇用均等室

TEL 043-221-2307

FAX 043-221-2308

編集後記

少し前の8月は、熟れたスイカやとうもろこしに夢中になり、子どもたちはせみ取りやラジオ体操で一日が始まりました。風鈴やよしずが涼しさを感じさせていましたが、現在は、どんな8月でしょうか。

※さざなみは、支所、公民館、図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンター、市のホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp>)にもあります。